

報 告 第 2 0 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり  
専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月9日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 8 号

損害賠償の額の決定について

学校施設における除草作業中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月22日

新居浜市長 石川 勝行

- 1 損害賠償の額 9万8,054円
- 2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和2年4月2日午後2時頃、新居浜市立泉川小学校において、職員が除草作業を行っていた際、草刈機により飛び跳ねた小石が、北側の民有地（岸の上町一丁目12番28号）に駐車中の小型自動車に当たり、車両を損傷させた。